第二章　製造の方法等

（参加国）

第二条　規則第二条第四号及び第五号イ及びロの経済産業大臣が定める国は、別表に掲げる国とする。

（海外認定容器等の定義）

第三条　規則第二条第四号イの経済産業大臣が定める容器は、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が行う検査により、規則第三条第一項第一号に定める基準に適合していることを証する書面の交付を受けたものとする。

2　規則第二条第五号イの経済産業大臣が定める附属品は、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が行う検査により、規則第十一条第一号に定める基準に適合していることを証する書面の交付を受けたものとする。

（国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の製造の方法）

第四条　規則第三条第二項第一号の経済産業大臣が定める材料のうち、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、協定規則第百十号附則3Aの6.3.に適合するものであることとする。

第五条　規則第三条第二項第二号の経済産業大臣が定める肉厚のうち、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、協定規則第百十号附則3Aの6.5.から6.7.までに適合するものであることとする。

第六条　規則第三条第二項第三号の経済産業大臣が定める構造及び仕様のうち、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、協定規則第百十号附則3Aの6.10.、6.12.、7.3.、8.3.、9.3.、10.2.及び10.4.に適合するものであることとする。

第七条　規則第三条第二項第四号の経済産業大臣が定める方法のうち、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、協定規則第百十号附則3Aの7.3.1.に適合するものであることとする。

第八条　規則第三条第二項第五号の経済産業大臣が定める寸法精度のうち、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、協定規則第百十号附則3Aの6.10.に適合するものであることとする。

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の製造の方法）

第九条　規則第三条第二項第一号の経済産業大臣が定める材料のうち、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、協定規則第百十号附則3Bの4.3.に適合するものであることとする。

第十条　規則第三条第二項第二号の経済産業大臣が定める肉厚のうち、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、協定規則第百十号附則3Bの4.5.に適合するものであることとする。

第十一条　規則第三条第二項第三号の経済産業大臣が定める構造及び仕様のうち、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、協定規則第百十号附則3Bの2.5.、2.7.及び4.7.に適合するものであることとする。

第十二条　規則第三条第二項第四号の経済産業大臣が定める方法のうち、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、協定規則第百十号附則3Bの4.3.5.に適合するものであることとする。

［新設］